# 第559回 霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和 6年 2月 15日(木) 午前 10時 30分 場所 茨城県土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室 茨城県土浦市真鍋 5-17-26

# 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議長の選出
- 4 出席委員数の報告
- 5 議事録署名人の選出
- 6 議 題 等
  - (1) 第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る霞ケ浦北浦海区漁場計画(案)について 【答申】
  - (2) 落とし網漁業に係る委員会指示について【協議】
  - (3) 令和5年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果(速報)について【報告】
  - (4) その他

7 閉 会



漁諮問第20号

霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第3項の規定に基づき、霞 ケ浦北浦海区に係る海区漁場計画案を作成したので、同法第64条第4 項の規定に基づき、意見を求める。

令和6年1月4日

茨城県知事 大井川





#### 諮問の理由

霞ケ浦北浦海区において現在免許している第1種区画漁業権(小割式養殖業)の存続期間は、令和6年8月31日をもって満了するが、当該海区における漁業生産力の発展と水産資源の保存及び管理を図るためには、引き続き漁業の免許をする必要があり、また、公益にも支障を及ぼさないと認められるので、別紙のとおり海区漁場計画案を作成し、意見を求めるものである。

# 霞ケ浦北浦海区漁場計画(案) 概要

第1	漁	業権に関する事	事項													
	公示	番号(霞北区)		第11号	第13号	第15号	第16号	第17号	第22号	第25号	第26号	第30号	第52号	第63号		
	(1)		漁業の種類:第1種区画漁業													
	許	ア 漁業種類、漁業の 及び漁業時期	   漁業の名称 : 小割式養殖業 													
	の内			漁業の時期	:1月1日から	12月31日ま	で									
	内容たるべき	イ 漁場の位置		市	かすみがうら 市 牛渡地先	かすみがうら 市 坂地先	かすみがうら 市 田伏地先	かすみがうら 市 田伏地先	小美玉市 下玉里地先		行方市 西蓮寺地先		鉾田市 江川地先	行方市 宇崎地先		
	き事	 ウ 漁場の区域	区域変更	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		
	項	7 庶场切区域	表記是正※	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり		
	(2)f	制限又は条件	いけす網の設置面積	400㎡以内	3,125㎡以内	1,125㎡以内	4,075㎡以内	3,575㎡以内	1,500㎡以内	19,625㎡以内	5,500㎡以内	1,450㎡以内	3,250㎡以内	500㎡以内		
	(3)	免許予定日		令和6年9月1日												
	(4)1	申請期間		令和6年5月31日から令和6年7月31日まで												
	(3)		П	リー・   リー・							行方市 宇崎					
	(6)	存続期間														
	(7)1	個別漁業権又は	団体漁業権の別	団体漁業権												
第2	類	似漁業権以外の	の漁業権	該当なし												
第3	3 沿岸保全漁場に関する事項			該当なし												
第4	漁第	美法施行規則第2 <sub>4</sub>	4条各号に掲げる事項													
	1 霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会の意見の概要及び 当該意見の処理の結果			(漁業調整委員会への諮問手続き完了後に記載する事項)												
	2 漁	場の図面		「第1 漁業権												

<sup>※</sup>基点名の変更及び区域の表記を緯度経度を基本とする表記への変更を実施

(毎週月・木曜日発行) **茨 城 県 報** 第 479 号 令和 6 年 (2024年) 1 月 29 日 (月曜日)



# 茨城県報 第479号

令和6年(2024年) 1月29日

月曜日

目 次

告	示	ページ
●知事指定薬物の指定の失効(薬務課)・・・・・・・		1
●換地計画の決定(2件)(農地整備課)・・・・・・・		2
●道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)		2
●茨城県都市公園管理規則第6条の7第1項の規	定に基づき知事が定める期間	(都市整備課)3
公	告	
●都市計画の図書の縦覧(都市計画課)		3
●入札公告(立地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
(霞ケ浦北浦	海区漁業調整委員会)	
●海区漁場計画に関する公聴会開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7
Œ	誤	
●令和5年10月12日付け茨城県報第449号中 ・・・・		9
●令和5年10月19日付け茨城県報第451号中 ・・・・		9

告示

#### 茨城県告示第68号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年1月29日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 知事指定薬物の名称
  - (1) 2-(エチルアミノ) -2-(3-ヒドロキシフェニル) シクロヘキサン<math>-1-オン及びその塩類
  - (2) N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及びその塩類
  - (3) エチル=3, 3—ジメチル—2— (1—ペンチル—1 H—インダゾール—3—カルボキシアミド)ブタノアート及びその塩類
- 2 失効の理由

条例第2条第6号に規定する薬物に指定されたため

3 指定の失効年月日

令和6年1月29日

電話 029-301-3533

※ 現地説明会への参加希望者は、令和6年2月6日(火)午後5時までに上記の連絡先に申し込むこと。 連絡先

水戸市笠原町978番6

茨城県立地推進部立地整備課 工業団地担当

電話 029-301-3533

(霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会)

#### ●海区漁場計画に関する公聴会開催

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項の規定に基づき、霞ケ浦北浦海区における海区漁場計画について、次のとおり公聴会を開催しますので、意見を述べたい方はご出席ください。

令和6年1月29日

霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会

会長 鈴 木 幸 雄

1 開催の日時及び場所

令和6年2月15日(木) 午前10時

土浦市真鍋5丁目17番26号

茨城県土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

2 案 件

第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る霞ケ浦北浦海区漁場計画案について なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

- (1) 縦覧に供する書類 第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る霞ケ浦北浦海区漁場計画案の写し
- (2) 縦覧期間 県報登載日から公聴会開催日前日まで
- (3) 縦覧場所 土浦市真鍋5丁目17番26号 茨城県土浦合同庁舎内

霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

3 公述の申込み

公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)は、公聴会前日の午後4時までに別に定める様式により、住所、氏名、年齢、職業、当該事案に関して利害関係を有する理由及び発言内容の要旨を記載した 書面を当委員会事務局に提出すること。

4 公述者の範囲

公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該海区において漁業を営む者
- (2) 当該海区において漁業を営もうとする者
- (3) その他の利害関係人
- 5 その他

上記のほか、公聴会は霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会の公聴会に関する手続規程(昭和36年霞ケ浦北浦海区漁業 調整委員会規程第2号)に定めるところによる。 様式

公 述 申 込 書

1 住 所

2 氏 名

3 年 齢

4 職業

5 当該事案に関して利害関係を有する理由

6 発言内容の要旨

 令和
 年
 月
 日

 氏名(自署)

電ケ浦北浦海区漁業調整委員会 会 長 鈴木 幸雄 殿

# 第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る霞ケ浦北浦海区漁場計画(案)について

#### 1. 免許期間

令和 元年9月1日から令和 6年8月31日まで(現在) 令和 6年9月1日から令和11年8月31日まで(次回)

# 2. 切替えスケジュールの概要

年度	月	事項	内容
R 4	1-2 月	意向調査	行使者を対象に継続意向を調査
	6-9 月	行使実態調査	関係漁協・行使者からの意見聴取、行使実態の確認
	10月 基本方針 取扱方針 海	委員会における免許の基本方針案、海区漁場計画の 取扱方針案の協議	
	11月	素案協議	委員会における海区漁場計画(素案)の協議
R	12月	関係機関調整場	関係者・関係機関との調整(利害関係人の意見聴取等) (法第 64 条第 1 項)
5	1月	委員会諮問計	知事から委員会あて海区漁場計画の諮問(法第64条第4項)
	2月	画 公聴会	公聴会(法第64条第5項)
	<u>2月</u>	<u>委員会答申</u>	<u>委員</u> 会から知事あて答申
	3 月	決定公示	海区漁場計画の公表・公示(法第 64 条第 6 項)
	5-7 月	免許申請	免許申請書受付(法第 69 条第 1 項)
	7-8 月	審査	適格性の審査(法第 72 条)
R 6	8月	委員会諮問       答申       許	知事から委員会あて諮問 (法第70条) 委員会から知事あて答申
	8月	免許	免許状交付(法第 69 条)
	9月	公示	県報登載

※「法」は漁業法を示す

#### 法令抜粋

漁業法

(海区漁場計画)

- 第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。
- 2 海区漁場計画においては、海区(第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において 同じ。)ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項
    - イ 漁場の位置及び区域
    - ロ 漁業の種類
    - ハ 漁業時期
    - ニ 存続期間(第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。)
    - ホ 区画漁業権については、個別漁業権(団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。) 又 は団体漁業権の別
    - へ 団体漁業権については、その関係地区(自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。)
    - ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項
  - 二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項
    - イ 漁場の位置及び区域
    - ロ 保全活動の種類
    - ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

#### (海区漁場計画の要件等)

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に 支障を及ぼさないように設定されていること。
- 二 海区漁場計画の作成の時において適切かつ有効に活用されている漁業権(次号において「活用漁業権」という。)があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権(次号において「類似漁業権」という。)が設定されていること。
- 三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。
- 四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区 画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認 められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。
- 五 前条第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たつては、漁業調整のため必要な範囲内であること。
- 六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつ つ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。
- 2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たつては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、

漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

#### (海区漁場計画の作成の手続)

- 第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めると ころにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴か なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
- 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければ ならない。
- 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して 公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうと する者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で 定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並 びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
- 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
- 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

#### (漁業の免許)

- 第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、 都道府県知事に申請しなければならない。
- 2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

#### (海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

#### (免許についての適格性)

第七十二条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

#### 一~四 (略)

- 2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部 又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、次の各号に掲げる団体 漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。
  - 一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現 に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員

(漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員)のうち関係地区内に住所を 有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世 帯の数の三分の二以上であるもの

二 (略)

3~8 (略)

#### 落とし網漁業に係る委員会指示について(協議)

霞ケ浦北浦水産事務所漁業調整課

#### 1 落とし網漁業に係る委員会指示の経緯

落とし網は、従来、小割式養殖業において、網いけすから逃避したコイの採捕等に用いられ、網いけすの付帯施設として扱われてきたが、平成16年に、湖内におけるアメリカナマズの増加を受け、関係漁協から、落とし網を活用したアメリカナマズの駆除事業の実施について要望が出された。

落とし網は設置型漁具に該当し、他の漁業との調整や区画漁業権における養殖施設との整理が必要なことから、委員会指示に基づく承認漁業「落とし網漁業」として位置付けることで、一定の制限のもと営まれるようになった。

また、平成18年に、小割式養殖業の対象魚種にアメリカナマズが追加されると、以降は、 養殖用種苗の確保を目的とした操業も行われるようになっている。

衣 1. 洛とし 間点 未の 本 記 数 及 ひ 本 認 面 数 の 変 き									
指示の有効期間	承認数	承認面数							
H16. 7.21~H16.11.30	5漁協 52経営体	252面							
H17. 4.26~H17.11.30	5漁協 45経営体	220面							
H18. 4.10~H18.11.30	5漁協 42経営体	206面							
H19. 4. 1~H19.11.30	4漁協 29経営体	142面							
H20. 4. 1∼H20.11.30	4漁協 27経営体	129面							
H21. 4.13~H26. 8.31	5(3)漁協 27経営体	191面							
H26. 9. 1~R 1. 8.31	3漁協 25経営体	159面							
R 1. 9. 1~R 6. 8.31	3漁協 21経営体	120面							

表 1 落とし網漁業の承認数及び承認面数の変遷

()数は合併後

※指示の有効期間は H16~H20 までが 1 年間、H21 以降は漁業権の免許期間に合わせ 5 年間

#### 2 委員会指示の内容

- ・操業の承認:落とし網漁業を操業しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない
- ・承認対象者:第1種区画漁業権(小割式養殖業)の行使者
- ・操業区域:第1種区画漁業権(小割式養殖業)の漁場内にある既存の養殖施設内
- ・操業期間:4月1日から翌年3月31日まで(通年)
- ・制限又は条件:①対象魚種はアメリカナマズ ②承認証の携帯義務※
- ・漁獲実績報告書:毎年操業期間終了後、4月20日までに提出
- ・承 認 面 数:行使するいけす網の設置面数の半数以内(取扱要領)

※対象魚種や承認証の制限については、次期委員会指示に向けて見直す予定

#### 3 落とし網漁業によるアメリカナマズの漁獲実績

表 2. 落とし網漁業の漁獲実績(単位:トン)

項目	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R3年度	R 4 年度
アメリカナマズ	75. 22	53. 02	34. 43	36. 62	44. 93
その他	27. 80	27. 28	22. 60	22. 84	35. 90
合計	103. 01	80. 30	57. 03	59. 47	80. 82

#### 4 今後の対応について(委員会指示の継続)

当該委員会指示は、令和6年8月で現在の承認期間が満了となるが、今後もアメリカナマズの養殖種苗確保や駆除のための操業が見込まれており、また、漁業調整上の理由等から、引き続き操業区域や設置数に一定の制限が必要と考えられることから県としては、委員会指示の継続を求めるものとする。

なお、これまでの委員会指示において、対象魚種をアメリカナマズのみとしていたが、これまでの漁獲実績におけるその他魚種の増加等を踏まえ、対象魚種の制限を解除するほか、 承認証の携帯義務を廃止するなど、所要の見直しを行うものとする。

#### 霞ケ浦北浦海区における落とし網漁業について

#### 1 委員会指示とは

海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業調整のために必要と認めると きは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数や漁場の使用に 関する制限その他必要な指示をすることができる(漁業法第120条)。

霞ケ浦北浦海区では、落とし網漁業に対し委員会指示を発出しており、委員会承認漁業と して操業されている。

#### 2 落とし網漁業とは

落とし網漁業とは、網いけすの底に穴を開けその部分に返しを付け、給餌によっておびき寄せられた魚が網に進入することによって捕獲する漁法(図1参照)。

従来、網いけす養殖業の付帯施設として、逃げたコイの回収や天然ゴイの蝟集による摂餌 阻害を防止するために使用されてきたが、アメリカナマズ(チャネルキャットフィッシュ) の増加に伴い、本漁法により大量に漁獲されるようになったことから、アメリカナマズの駆 除やアメリカナマズ養殖用種苗の確保のためにも使用されるようになった。

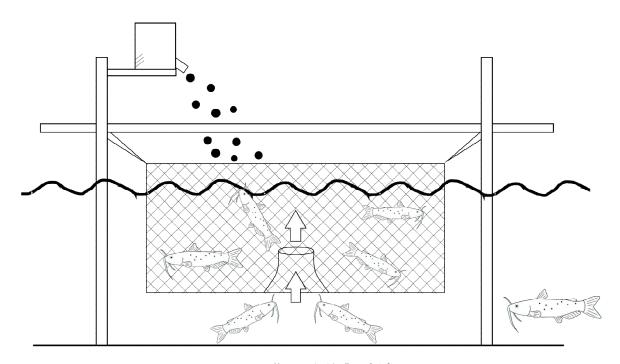


図1 落とし網漁業の概念図

# 令和5年度ワカサギ人エふ化放流事業の結果(速報)について

令和6年2月15日 霞ケ浦北浦水産事務所 漁業調整課

#### 1. 採卵実施期間

霞ヶ浦地区:霞ヶ浦漁協1/22~2/2 麻生漁協 1/20~2/2

北浦地区:きたうら広域漁協 1/22~1/26

#### 2. 令和5年度ワカサギ人エふ化放流事業の結果

	松井口米		採指	i数量(k	(g)		シュロ	ナンニン	分離	合計
組 合 名	採捕回数 (延べ)	オス	メス		未判別	計	枚数	キンラン 数 (本)	卵数	卵数
	—		成熟	未熟	>1413/33	н	(枚)		(万粒)	(万粒)
霞ヶ浦漁協	5	0.00	0.00	0.00	6.60	6.60	67	71	73	260
土浦支部										
かすみがうら市支部										
小美玉支部										
玉造支部	自然採卵施設で実施									
阿見町支部										
美浦村・古渡支部										
稲敷支部					,		<u>.</u>			
<自然採卵施設>	5	0.00	0.00	0.00	6.60	6.60	67	71	73	260
麻生漁協	5	0.08	0.02	0.00	-	0.10	0	0	0	0
霞ヶ浦 計	10	0.08	0.02	0.00	6.60	6. 70	67	71	73	260
きたうら広域漁協	4	0.10	0.05	0.00	-	0. 15	0	0	0	0
大和支部	2	0.04	0.03	0.00	-	0.07	0	0	0	0
		霞ヶ浦	漁協より	提供		0.00	0	0	0	0
北浦支部	2	0.06	0.02	0.00	_	0.08	0	0	0	0
		霞ヶ浦	漁協より	提供		0.00	0	0	0	0
北浦 計	4	0.10	0.05	0.00	-	0.15	0	0	0	0
合 計	14	0.18	0.07	0.00	6.60	6.85	67	71	73	260

注1) 1/21~2/2は特別採捕許可による

#### 3. 令和元年~令和5年度の採卵計画と実績

		採捕回数		ワカサ	ギ採捕数	採卵計画	採卵実績	実績/		
組合名	年度	(延べ)	オス	メス 成熟	メス 未熟	未判別	計	(万粒)	(万粒)	計画 (%)
	R1	26	43.9	13. 7	74. 5	207. 2	339.3	33, 100	18, 806	57%
	R2	32	18.3	6. 0	2.6	250.3	277. 2	33, 100	12, 040	36%
霞ヶ浦漁協	R3	14	4.6	5. 1	0.7	126. 2	136.6	34,600	11, 918	34%
	R4	12	11.8	9. 3	2.5	169. 0	192.6	33, 100	7, 544	23%
	R5	5	自然	採卵のみ	ょのため、	計数せ	ず。	32,600	260	1%
	R1	2	7.5	3. 5	0.5	-	11.5	4, 950	2, 667	54%
	R2	2	9.0	4. 0	0.0	-	13.0	4, 950	3, 400	69%
麻生漁協	R3	2	5.0	6. 0	0.8	-	11.8	4, 950	3,000	61%
	R4	2	2.0	4. 0	0.9	-	6.9	4, 950	2, 500	51%
	R5	5	0.08	0.02	0.00	-	0.1	4, 950	0	0%
	R1	6	8.7	3. 1	1.3	-	13. 1	8,000	3, 697	46%
3-3-5	R2	6	21.7	4. 0	2. 7	-	28.4	8,000	4, 831	60%
きたうら 広域漁協	R3	6	13.6	4. 9	2. 9	-	21.4	8,000	4, 245	53%
7 - 54 DW 000	R4	6	22.6	4.8	1.9	-	29. 3	8,000	3, 582	45%
	R5	4	0.10	0.05	0.00	-	0.2	8,000	0	0%

# 霞ヶ浦北浦のワカサギに対する新たな取り組みについて

令和6年2月15日 水産試験場内水面支場 増養殖部

# 背景及び目的

- 令和5年度のワカサギ資源は、夏季の高水温等の影響から低調な状況
  - → 漁協の人工採卵事業に使用する親魚確保が困難となり、実施の可否も検討された。
  - ⇒ 遺伝的要因から地付きの資源を守り育てることが推奨されている(魚類学会:生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン)。
- 霞ヶ浦北浦由来のワカサギを守り育てるための新たな取り組みが必要

#### <ワカサギを増やすために>

- ・少ない親魚を一層丁寧に扱い、良質卵を得る(ex. 親魚運搬時の水温管理の徹底 等)。
- ・親魚を可能な限り有効利用する(ex. 水槽内自然産卵法における親魚の採卵収容日数の増 等)。

## <ワカサギを守るために>

・報角は水ごと丁寧に運びましょう。

- ・霞ヶ浦北浦よりも冷涼な環境下におけるワカサギ避難飼育の実施(ex.久慈川・那珂川のサケふ化場における粗放的飼育)。
- ・水産試験場内水面支場における試験飼育の実施。

## 取り組み状況

□無理やり絞ってはいけません。

□ オス・メス同時に絞りましょう。 □ きれいな水で作業をしましょう。

サ 酸欠にならないよう、エアレーションを実施(溶存酸素量5m/1以上)。
 → スレを起こさないよう、無を少なく・水を多く入れましょう。

タルから移すときは、水温差が小さくなるようにしてください。

腹を軽く押しても採卵・採精できない親魚は 使用しないでください//
 ※ 死卵は水カビの検査となり、他の卵の生存に影響します。

④ 受精作業

⑤ つり下げ・卵管理

# <ワカサギを増やすために>

- 漁業者向けに採卵作業の パンフレットを作成し、 ・今年度はワカサギが不漁であり、親魚が少ないと考えられます。
   ・移植放点には、遺伝的な汚染(親间)や、環境への不適応のリスクがあります。
   → 地元に根付くワカサギ資源を守り、育てていくことが重要です。 運搬時の丁寧な取り扱いを <作業工程(手絞り法)> 指導した。 □ シュロ枠や道具を洗いましょう。 → 採卵前の親魚へい死が □ やり方をたしかめましょう。 ② 親魚採捕·運搬 2) 脱無採摘・建版

  □ 親魚を大事に扱いましょう。
  □ 水を多く魚を少なく入れましょう。
  □ なるペくエアレーションしましょう。
  ポイントの 少なく、ほとんどの親魚を
  - → 水槽内自然産卵法において 親魚の収容日数を増やした ことで、複数回採卵が可能 となり親魚の有効利用が できた。

採卵に活用できた。

◀ 作成したパンフレット

#### <ワカサギを守るために>

- ・親魚の再採卵試験及び、受精卵の飼育試験を実施中。
  - → 一度採卵に供した親魚から再度の採卵が可能と確認。
- → ワカサギふ化仔魚まで確認 (初卵より活卵率は低下した)。









- ・久慈川及び那珂川のサケふ化場で避難飼育中。
- → 発眼卵 約1.6万粒を 各屋外池に収容。
- → R6.2.7にふ化確認。





